

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	兵庫県・稲美町		
計画期間 実施期間	H27～H31 H27	総事業費(交付金)	51,700千円(25,850千円) / 農林漁業体験施設

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	計画目標は、市民農園や体験農園の整備により交流人口を増加させ地域の活性化を図ろうとするもので、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	稲美町農業振興ビジョンの「農業に親しめる仕組み作り」の中で、市民農園や体験農園の整備・普及に努めて、交流人口の増加や地域の活性化を進めることにより、町の基本計画と調和がとれている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	事業内容や計画等について、町の農業振興に関するアンケートの実施や地域住民が参画する会議等で合意された取り組みをもとに、事業実施主体(JA兵庫南)や町と県関係機関で検討している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	活性化計画の策定にあたり、女性職員等を交えて協議を行っている。また、町の農業振興に関するアンケートにおいても、消費者の希望として農業体験施設の設置と利用の回答も1割程度あった。
事業の推進体制は確立されているか	○	兵庫県(加古川農林水産振興事務所・加古川農業改良普及センター)、稲美町(産業課)、事業主体(JA兵庫南)が一体となって事業推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	隣接地に整備する6次産業化施設(農産物直売所、レストラン等)と連携を図り、市民農園の効率的な運営を行えば、活性化計画で目標としている交流人口の増加と地域農業の活性化につながり、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間が5年、実施期間が1年であり要綱の規定に合致しており適当である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業費51,700千円(除く消費税)×交付額算定率(1/2)=25,850千円であり、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規に整備する施設である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し

交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	休憩施設・農機具収納施設は22年、あずま屋8年、コミュニティ広場・駐車場8年、パイプハウス8年、給排水施設8年であり、規定を満たしている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により算出しており適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率 $B/C = 63,922千円 / 51,700千円 = 1.24$ (妥当投資額 $B = 年総効果額 7,092千円 \div 「総合耐用年数11.4年」$ (総事業費 $C = ハード事業費51,700千円$)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	地域交流拠点(農林業体験施設)の整備は美しい自然景観や農村景観を維持・保全と地域の活性化を図ることを目的としており、実施要領別表の要件類別番号の4を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体はJA兵庫南であり、交流人口の増加は稲美町地域全体に受益があり、個人に対する交付ではない。また、事業内容は要綱、要領等に適合したものであり、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	市民農園利用者数(103人)に加え、農作業体験の充実による利用者の増加を見込んでおり、また隣接地に設置する六次産業化施設(直売所、レストラン等)の利用者(年間計画40万人)を積極的に取り込むことにしている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	神戸市西区に類似の市民農園施設があるが、他の農園との違いを出すために①貸付け方式と体験方式との組み合わせた運営②ハウス設置によるオールシーズン型農園③指導員の設置など特色ある運営を計画している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	近隣の市民農園施設の運営状況の調査、町民アンケートや市民農園利用者の意見などを参考に、面積規模、施設整備内容、利用対象者、利用料金、運営方法等について関係者による検討を行った。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	近隣類似施設の規模や運営等について調査を行い、設置場所・規模等を関係機関と連携して検討している。また、隣接地域に整備予定の六次産業化施設との連携強化を計画しており、これらの施設との連携を図ることにしている。
施設の利用や運営等にあっては、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	市民農園、体験農園の運営にあたっては、女性の利用者や女性職員の意見を聞きながら行うことにしている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	休憩・管理施設の単価は平米あたり19万1千円、市民農園・体験農場の整備単価は平米あたり3万4千円であり、費用対効果面から見て、適切な単価となっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	単価については実勢単価や既存類似施設単価を採用するほか、規模・設備内容についても利用者数に応じた必要最小限の面積規模・設備で計画を立てており、建設・整備のコストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	休憩・農機具収納施設は農園利用者の休憩や農機具等の保管用、駐車場は遠隔地の利用者用、コミュニティ広場は利用者間の交流やイベントの開催、給排水施設は農園への灌水用、パイプハウスは新たな市民農園形態として冬期を含め年間を通じた安定利用など、質の高い市民農園の整備の観点からも必要である。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品は交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	稲美町の南側に位置し、神戸市西区や明石市の都市部に隣接しており、また加古川バイパスから近く交通の利便性と訪問客数の増加が期待できる。また、平成27年秋には六次産業化施設(直売所)が隣接地にオープンするなど交流の拠点としてふさわしい場所である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	予定地は確保されており、地権者の同意を得ている。

体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	○	宿泊機能はない。												
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か														
<table border="1"> <tr> <td>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td>—</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>○</td> <td>延べ床面積㎡当たり19万1千円で、延べ床面積は110㎡である。</td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	延べ床面積㎡当たり19万1千円で、延べ床面積は110㎡である。								
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし												
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	延べ床面積㎡当たり19万1千円で、延べ床面積は110㎡である。												
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか														
<table border="1"> <tr> <td>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>1年を通して運営される施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>6次産業や女性参画の促進に寄与する施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし	1年を通して運営される施設であるか	—	該当無し	6次産業や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し												
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし												
1年を通して運営される施設であるか	—	該当無し												
6次産業や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし												
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	市民農園整備計画はJA兵庫南の理事会で承認されており、事業実施主体の負担は十分担保されている												
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	規定を定めていないことから一般競争入札は行わないが、経営事項審査の評点等を基に公平に選定した指名業者による適正な競争入札を行う。												
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか														
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>○</td> <td>施設の維持管理は、事業主体のJA兵庫南が管理運営規定を定めて適正に行う。管理・更新経費はJA兵庫南の施設運営費で別途まかなう。</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>○</td> <td>収支計画を策定しており、適正な計画となっている。</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	施設の維持管理は、事業主体のJA兵庫南が管理運営規定を定めて適正に行う。管理・更新経費はJA兵庫南の施設運営費で別途まかなう。	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画を策定しており、適正な計画となっている。								
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	施設の維持管理は、事業主体のJA兵庫南が管理運営規定を定めて適正に行う。管理・更新経費はJA兵庫南の施設運営費で別途まかなう。												
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画を策定しており、適正な計画となっている。												
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○	他の事業との合体施行は行わない。												
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	○	他の事業への重複申請の予定はない。												

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。